

令和2年度

第12回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年3月25日(木)

佐々町農業委員会

令和3年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年3月25日(木)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和3年3月25日(木)午後1時30分
4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	和田 貞子君	7	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(2件)

(4) 審議事項

第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第26号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

(5) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について(12件)

(6) その他

①4月定例会の日程について

②農業者年金新規加入について

③その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、改めまして、こんにちは。

おそろいですので、時間ちょっと早いですが、始めさせていただきます。

ただいまから、令和2年度第12回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。近頃は大変暖かくなって、もう桜も満開になったようです。

今年は、東北大震災から10年、普賢岳の火砕流から30年という年になります。地震もそうですけど、豪雪など、近年、年々そういう自然災害も増えてきているような感じがいたします。それに対して我々も常日頃より対処しておかなければならないのかなと思っております。それに、また厄介なコロナのウイルスがなかなか、1年という時間がたっておりますけど、終息の気配がありません。変異株に変わってまた感染が拡大しているようであります。

そして、そういう震災復興も兼ねて昨年行われる予定だったオリンピックが今年開催されるに当たりまして、本日より聖火のリレーが始まったようです。何とか、オリンピックも開催され、成功裏に終わることを願っております。そして、一日も早く終息、コロナが終息することを願っております。

それと、先日、ながさき西海農協の4月号に、市丸さんご夫婦の記事が紹介されておりました。新規就農されて5年ということです。こういう方が今後、続いて、引き続いて、新規就農される方を我々も支援していかなければならないと思っておりますので、皆様方におかれましても、そういう良き相談相手とかになっていただければと思っております。

本日も議事がスムーズに進行いたしますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席農業委員は全員、13名全員出席でございます。それから、最適化推進委員さんにおかれましても、全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、和田委員、7番、坂口委員を指名しますので、よろしくお願いします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について（2件）、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお開きください。

朗読説明いたします。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

土地の所在でございます。角山免字北ノ切211の2、地目台帳、現況ともに田、2,234m²、同じく角山免字北ノ切211の3、地目台帳、現況ともに田、453m²でございます。

それから、賃貸借の解約の申入れをした日が令和3年の3月12日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が同日です。それから、土地の引渡期間も同日でございます。

それから、2ページに解約書、それから3ページに契約書ですね。それと、4ページに、ちょうどこの青い部分が現場でございます。

それから、続きまして5ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による——ああ、失礼しました。

ここの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの部分につきましては、次、〇〇〇〇さんが決まっております。

5ページです。

農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

土地の所在でございます。市瀬免字古田165番、地目台帳、現況ともに田、2,159m²。

それから、賃貸借の解約の申し入れた日、令和3年の3月11日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日、同日です。土地の引渡期間も同日でございます。

6ページに合意解約書、それから7ページに契約書、8ページに土地の現況の写真、航

空写真をつけております。

この方につきましては、7ページをお開きください。7ページの契約書の中で、上の部分だけですね、斜線引いている部分だけ、この分だけの合意解約です。なので、下の字羽須和のほうは、継続して〇〇〇〇さんが耕作するということでございます。解約したところの後につきましては、〇〇〇〇さんですかね、江里の、に決定をいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。

解約後の次の耕作者も決まっているということでありますので、心配ないかと思えます。——ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

それでは、日程4、審議事項に入ります。

第25号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

〇〇〇〇委員については、本人申請のため、一時退出をお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ちょっと外に出とってもらって。すぐ呼びますので。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の9ページを、A3版を御覧ください。

朗読説明いたします。

議案第25号農地法第5条の規定による農地等の賃借権許可申請承認について。県知事許可分でございます。土地の所在、北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎144番3、地目、現況ともに田、91m²。もう1筆、北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎144番5、地目、現況ともに田です、221m²。合計の312m²でございます。

借受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸し人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。

転用の目的でございます。露店の駐車場12台を予定をされております。理由といたしましては、まあ病院の前にも当然、駐車場の24台ほど確保はされているんですが、どうしてもそれで足りないということで、今回申請が出ているところでございます。

場所につきましては、〇〇〇〇さんのイチゴのハウス、自宅の前にイチゴのハウスがあるんですが、その前付近ですね、そこが今回の申請地でございます。

写真を見ていただければ、15ページですね、写真につきましては、今現況、耕作となっております、遊休農地というような状況でございます。この赤で囲んであるところが当然、申請地になっているんですが、正確な土地としては左①の、赤線の左のほうを見てもらって、下が道になっているんですが、ちょうどこの道のところまでが境界ということになっております。

17ページをお願いいたします。この黄色の部分が144の下が3と、ちょっと線が見

にくいですけど、線が斜めに入っております。

地籍図を見ていただければ、16ページですね、16ページの144の3が長方形形になって、上が144の5、この2筆が今回の申請でございます。当然、現況についてはもう、1筆というような形になっております。

それで、17ページに戻っていただきまして、この黄色の部分が当然、申請地でございますが、隣が隣接農地、〇〇〇〇さんの農地でございますが、ここについては承諾をいただいているという状況でございます。

それから、19ページをお願いいたします。

まず、申請地の造成の計画でございますけれども、ここ奥側に羽須和川が走っております。そっちに方向に少し下げて、道路から、下げて、計画をするということでございます。土留めのほうも行うということで、バラスを引くということでした。コンクリートじゃありません。バラスを引いて固めるというような内容でございます。

農業用水の雨水でございますけれども、22ページを、すみません、ちょっとお開きください。22ページを見ていただければ、上のほうが舗道、舗道というか車道ですね、そこから下のほうに、下に水路って書いてありますけど、ここが羽須和川になっております。こちらのほうに落とすということの計画でございます。ちょうど、溜桝を144の3の右のところに、四角でバツと書いてありますけど、ここが一番下の隣地境界線というところ、ここに2つ溜桝を設けて、そこに落として、後、自然流下というような計画でございます。

あと21ページを、すみません、お開きください。

駐車場の利用計画書でございますけれども、先ほど言いました(1)番については今現在の台数ですね、病院の前の。24台ということでしたが、今回、来客用に、スタッフの駐車場じゃなくて、来客用の駐車場を今回設けたいということです。まあ、ちょっと距離はあるかと思うんですけども。その病院まで。行く行くは、あくまでも予定ですけど、送迎等も予定するかもしれないということで、説明が上がっております。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) 地元委員の補足説明をお願いします。3番。

3番(池田 邦義君) 事務局と、一応現地確認ということで事務局と私と、〇〇〇〇さんの担当者の方がお見えになって、3人で一応現地確認をいたしました。そして、今一番初めにあったように、境界のところがですね、〇〇〇〇さんもちょうどそのときお見えになって、境界は、その写真でいう、擁壁よりも15cmほど下がって、結局、擁壁をついているということで、余裕を持って擁壁をつかれているようです。だから、この22ページの図面の

ように、この擁壁よりも舗道のほうに境界があるということを確認いたしております。

それと、あとは、今事務局からあったように、これはスタッフ用の駐車場ではありません。あくまでも来客用の駐車場でございます。

それと、歩いてですね、やっぱり〇〇〇〇まで、私の歩き方で5分から10分。私の家から5分ぐらいで行きますけど、ここ駐車場やったら5分から10分、まあお年寄りの方が歩かれれば10分以上かかるかなと思います。

それと、〇〇〇〇さんのスタッフの方にお聞きしたら、一応、〇〇〇〇さんの前で満車の場合は、こちらのほうに止めてもらうように誘導はするというお話でした。

以上です。皆様のご審議をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 特別意見はございませんけれども。

今ご説明いただきましたが、あの「〇〇〇〇」、ちょうど、創業というかね、開業されてもう1年ちょっと——1年ですね、今。

あそこも私もかかりましたけれども、非常に、あそこの評判がよくてですね。もう、あそこ、いつも見ても満車ですよ。あの国道沿い、私通りますけれども。満車しております。今、確かに駐車場は不足しているという問題が生じたんだろうとお伺いしたわけです。

ただ、説明のとおり、5分か幾らかかる。かなり距離がありますよね、駐車。これ、大変だなと思います。確かに駐車場を確保されたとしても、スタッフの皆さん、それぞれ、距離があるなと思いますけど、その近くにはなかったものでしょうね。もうちょっとね、距離的な問題もありましようけども、それは承知の上で、そういうふうに申請が上がっているんだろうと思っていますけど。

その点、何かお気づきな点はなかった、そこしかないということだったものですから、その辺ちょっと、ほかにお分かりであればお伺いしたいと思いますけれども。事務局長、どうですか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） まあ、ほかにもいろいろ探されているようではありましたが、やっぱり、面積がやっぱり、近くにはあまりない、大きいところはないということ。ここ12台止まるんですね、ここ。今の申請地はです。やはりそういった大きいところを探されているということですね、もうどうしてもやはりここが一番いい場所じゃないかということでありました。

なので、当然、探されてはおったということですね。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今お話聞きますと、それぞれ探した挙げ句に、結局最終的にあそこしかなかったというような形、流れですかね。分かりました。ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。5番。

5番（築城 武美君） バラスを引くという話があったんですが、バラスは、貸し人が引く、借手、借地人が引く、どちらが引くんですかね。

事務局長（金子 剛君） 借手です。

5番（築城 武美君） 借手が引く。

事務局長（金子 剛君） はい。工事費も全部、借手が。

5番（築城 武美君） 引くんですね。 たまたま今回、資金調達についての計画のところゼロ円ってしか上がってなくて、バラスを引くならやっぱり費用が、その他の費用か何か要るよねという気がしてくるんですよ。貸手がするならね、何も出んのかなって。

今まで、ここ……

事務局長（金子 剛君） そうですね。

5番（築城 武美君） 出てきてなかったですけど、結果的に言うと、まあそういう費用が発生しているんですよということですよ。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） すみません、本当、ゼロって、ゼロだけ何で残したかなと思ったんですけど。費用は、かかっております。何百万という費用、かかっております。なので、その費用については当然、転用事業者の〇〇〇〇さんが支払うという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。ないようですので、採決をいたします。

第25号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） 次に、第26号議案農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 24ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

第26号議案農用地利用集積計画の承認について、利用権設定でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和3年3月25日、佐々町農業委員会会長。

25ページをお願いいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書でございます。

番号、1番です。権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、須崎免字下須崎530番、地目、田、3,524m²、借手農家、耕作面積4万2,275m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、物納の年210kg、6年設定でございます。

ほか、28ページまで行きまして、ほか35件でございます。

ここまでが、今回5月で終期が来る分の再設定ですね、再設定となっております。

それから、29ページ。

ちょっと朗読いたします。

1番ですね、権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、1筆だけ朗読します、市瀬免字小川39番、地目、田、1,530m²、借手農家の耕作面積2万4,177m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、物納、年の300kg、5年設定でございます。

ほか、30ページまで行きまして、ほか11件の予定でございます。

これが新規ですね。この新規のほうについては、もう既に契約書をもらっている部分があるんです。今からちょっと選定、委員さんの選定をしていただくんですけども、一応、担当だけ決めていただければと思っております。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) 休憩を取りまして、担当委員を決めたいと思います。

今、事務局長が言われたとおり、後の新規の分はもう、何件かはもう契約が終わっている案件もあります。それでは、休憩いたします。

(休憩 午後 1時50分)

(会議再開 午後 2時05分)

会長(吉野 裕君) それでは、会を再開します。

事務局長。

事務局長(金子 剛君) それでは、先ほど決まった担当委員の番号を私が伝えていきます。

25ページからですね。1番は1番。2番、1番。3番、1番。4番、16番。5番、16番。6番、1番。7番、2番。8番、事務局。9番、18番。10番、1番。11番、10番です。

26ページをお願いいたします。12番、16番。13番、16番。14番、事務局。15番、1番。16番、16番。17番、4番。18番、4番。19番、4番。20番、10番。21番、事務局。22番、2番。23番、8番。24番、15番。25番、18番。26番、事務局。27番、2番。28番、7番。29番、事務局。30番、3番。31番、事務局。32番、2番。33番、16番。

28ページです。34番、12番。35番、11番。36番、9番です。

事務局は町外のほうを当然、担当するんですが、郵送して返ってきまして、地元の方にまたお願いをしたいというふうに思っております。

それから、契約書については、毎回お願いしているとおり、一般の基盤強化法の農業委員会との契約書と、中間管理ですね、その分を、二通り、また作りますので。来月、配付するようにいたします。

以上でございます。（私語あり）

事務局長（金子 剛君） ああ、すいません。

それと、29ページがですね、29、30はもう、基盤強化法、農業委員会との、中間管理じゃない、もう新規の契約になっておりますので。29ページと30ページはですね。だから、なので、中間管理はもう、しません。中間管理を入れるのは、25ページから28ページで予定をさせていただきます。

以上でございます。（私語あり）

事務局長（金子 剛君） あ、言うたらんですかね。すいません。

すいません、29ページをお願いいたします。番号、言いますね。1番、2番。2番、2番。3番、12番。4番、18番。5番、1番。6番、事務局。7番、7番。8番、13。9番、13。10番、13。

30ページです。11番、7。12番、2番です。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） 2番です。お隣からの、ちょっとお願いがありまして。

池田さんのほうにつきましては、事務局でお願いしますということだったので。いいですね。

3番（池田 邦義君） 違う違う、そういう意味じゃなくてさ。これ借手農家としてさ、印鑑つくときさ。

2番（濱野 努君） それで、貸手農家から預かった分は、池田さんの分は事務局で処理をしたいということだったので、よろしくをお願いいたしますということです。

以上です。

会長（吉野 裕君） 今のところ、分かったですかね。（ 私語あり ）

借手の池田さんが借手農家ってなっているこの書類は、貸手農家のほうだけ捺印して、書類を事務局に預けていただければ、池田さんが事務局で処理をしますということです。

わざわざ池田さんのところに来なくてもいいです。何か質問はありませんか。

なければ、採決をいたします。第26号議案農用地利用集積計画に、集積について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（ 賛成者挙手 ）ありがとうございました。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） 次、日程5、協議事項に入ります。

農業経営改善計画作成に係る意見聴取12件について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 31ページをお願いいたします。

まず、タイトルが「農業経営改善計画認定に係る意見聴取について」ということで、産業経済課のほうからですね、農業委員会のほうに意見を聞いて、異議があるかないかという回答を求めてきております。

内容につきましては、これ12件あるんですけど内容は、認定農業者の方の、5年の更新ですね。5年ごとにずっと計画を更新していくという意味です。現在、本町につきましては、認定農業者は28名いらっしゃいます。そのうちの12名の方が今回、更新が来ているということです。

31ページの、申請者が一番下に、1番、申請者って書いてありますが、ここだけちょっと、もう全部同じですので、ここだけ朗読していきますね。

まず、31ページ。〇〇〇〇、営農型、イチゴ。

それから、37ページです。申請者、〇〇〇〇と〇〇〇〇、これ親子の方ですね。営農類型、肉用牛プラス稲作。

43ページです。申請者、〇〇〇〇、営農類型、養鶏プラス稲作でございます。

それから、49ページ。申請者、〇〇〇〇・〇〇〇〇、肉用牛プラス露地野菜プラス稲作。

55ページです。申請者、〇〇〇〇、肉用牛プラス稲作。

それから、61ページです。申請者、〇〇〇〇、施設野菜プラス稲作。

67ページです。申請者、〇〇〇〇、施設野菜プラス肉用牛プラス稲作。

次、73ページです。申請者、〇〇〇〇、肉用牛プラス稲作。

79ページです。申請者、〇〇〇〇、お茶。

85ページです。申請者、〇〇〇〇、肉用牛プラス稲作。

91ページです。ここが先ほど産業経済課長のほうからありました、別紙のほうを、この追加って書いてある分を御覧ください。申請者、〇〇〇〇・〇〇〇〇、肉用牛プラス稲作プラス露地野菜。（私語あり）

97ページです。申請者、〇〇〇〇、イチゴプラス稲作プラスその他野菜。

以上、12件でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） ただいまの12件の更新ということで、今、事務局のほうからご説明ございましたけれども、当然これは認めるべきであって、もう我々農業委員会、全会一致です、後押ししなければならないというふうに思っています。

同士で、佐々町の認定農業者ですから、佐々町の農業振興に全力を尽くして頑張っていただけ第一者と言っても過言ではないと思います。ここにも認定農業者のいらっしゃるけどもね、佐々町の農業を、今後のね、大きな期待を担っていただいて、佐々町農業を立てていただきたいというのが本来の我々の希望ですから、当然、農業委員会としては、もう満場一致でこれは認めて、そして支援していくべきであると思いますので、これはもう当然、異議なしということで、全会一致で決めていただきたいということを申し上げます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

ほかに、なければ、異議なしということで産業経済課のほうへ回答いたします。ありがとうございます。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） それでは、日程6に移ります。

その他。事務局長。

事務局長（金子 剛君） （6）のその他の①でございます。

まず、4月の定例会の日程予定でございます。4月につきましては、4月の26日、4月の26日の13時30分からを予定させていただきます。それから、5役会議につきましては、4月の16日の13時30分から予定をさせていただきます。

続きまして、②の農業者年金の新規加入ということで、先般からなかなかいらっしゃらないということで、ちょっと、池田推進委員長をはじめとしてですね、ちょっと探した結果、〇〇〇〇さんの奥様に、今回新規ということで加入、新規加入でしていただくことが

できました。なので、今年度に、本町については1名でノルマは達成したということですね。なので、来年はもう少し早めに見つけないといけないかなというふうには思っております。

それから、③のその他でございます。

皆様のお手元に緑のノートがあると思いますけども、4月からは、こちらのほうに。中にですね、4月、5月、全部、番号打つとりますんで、そこを確認されてから書かれています。（私語あり）

それと、すいません。もう一つ、緑の封筒に1月から3月分の報酬を、まあ明細ですけど、お渡ししております。振込の入金予定が3月の31日を予定させていただいております。3月の31日には、皆様の通帳へ振り込まれる予定となっております。

それと、最後になりますが、来月の委員会で提案をさせていただこうと思っているんですが、視察研修ですね、去年コロナでちょっと中止になったんですけど、今年度は、まあまだはっきりは分かりませんが、一応予定はさせていただきたいなというふうに思っております。

5役会のほうでちょっと話をした結果、まず、九州どこか分かりませんが、九州管内で今までどおり1泊2日で行く分が一つ。それと、北海道ですね、北海道で行くパターン。まあ北海道ですので、2泊。この二通りを今、農協観光さんのほうに行程等を頼んでおりますので、来月、皆様どちらに行きたいかというのを、お一人ずつ決めとってもらいたいですよね、来月までに。

それで、もう北海道なら北海道で行こうかなって事務局は予定しておりますけど、今日の報酬、旅費の積立てがですね、今1万8,000円なので、今回入れて2万1,000円になります。積立てが、お一人の。なので、北海道となれば、当然、旅費がまだがんと上がるわけですので、まあ、報酬からもっと多く引かないといけないということには出てきます。だから、そういうこともお考え、それから2泊ですね、必ず2泊になりますので。1泊では、ちょっと難しいかなと思っております。なので、そこは、皆様の、来月ちょっとはっきりさせていただこうかなと。二パターン、行程つけますけどね。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

10番（池田 晴良君） いつ頃の予定なんですか。

事務局長（金子 剛君） ああ、ごめんなさい。大体11月頃です。

10番（池田 晴良君） 11月頃。

事務局長（金子 剛君） はい。11月の中旬頃にを予定しております。（私語あり）

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 活動記録が新しくこうなったんですけど、去年、農地利用最適化交付金の活動実績払いということについて、活動実績ありませんということで交付金を使わなかったとかいう報告が以前あった、以前ね。今回、2年度は、この活動実績払いの予算で支払った活動実績があるんですかというお尋ねが一つ。

それから、この中にある、農業経営基盤の強化促進に関するもので、中間管理機構を伴うものについては、この集積業務は最適化交付金の対象なんですかという質問ですね。

それから、新規の分については最適化交付金の分に対応できるんですかということ、そういうことについてちょっと教えていただきたいなっているんです。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の御質問ですが、まず1番目の活動払いの件です。

活動払いのほうは、なくなっておりません。予算を落としたというのは、成果払いですね。「活動払い」と「成果払い」というのがあります。なので、成果は、もう、ちょっと、集団農地で、ちょっとした耕作できるような、まあちょうど1ヘク以上ぐらいの、そういった農地の貸し借りがあれば成果払いということであったんですが、ちょっと、本町についてはちょっと今難しいということで、成果払いは予算は取っておりません。なので、活動払いにつきましてだけ、支払いをしていると。

中間管理等の農地の契約については、該当いたします、活動に。

それから、新規についても該当いたします。

以上でございます。

5番（築城 武美君） そうすると、農地の最適化交付金という、例えば、この前、志方で草刈りしましたよね。あれは、この予算が活用できるんですか。

事務局長（金子 剛君） できます。

5番（築城 武美君） この予算の活用になっているんですね。

事務局長（金子 剛君） できます、はい。

5番（築城 武美君） ああ、そうですか。

事務局長（金子 剛君） 今回もカウントを、だから、つけております。2年度も。

5番（築城 武美君） まあ、この予算執行上は事務局の世界なんですけど、私たちがどういうという、もらった分に色がついとるわけじゃありませんけど、結果的には、そういう活動は、そういうことで色分けてちゃんとたちきとっていますよということです。

事務局長（金子 剛君） そうです。はい。

5番（築城 武美君） それから、この交付金というのは補助金なんですか。要するに、町が、充てた、予算をつくった、単独予算なんですか。

事務局長（金子 剛君） ああ、この活動払いですか。

5番（築城 武美君） 活動交付金。

事務局長（金子 剛君） ああ。いや、町は全然関係ないです。国の……

5番（築城 武美君） 国のお金なんですね。

事務局長（金子 剛君） 国のです。

5番（築城 武美君） そうすると、返納は出てくるんですか、使わなかったら。

事務局長（金子 剛君） そうですね。もう最終の実績を、この前もらったときからはじてお
りますので。2年度はですね。なので、要る分だけを請求する、あとはもう落としていく。

5番（築城 武美君） 枠があつて、要る分だけを請求して、要る分だけ来るという。

事務局長（金子 剛君） そうです、はい。

5番（築城 武美君） そういう意味ですよ。

事務局長（金子 剛君） そうです、そういう意味です。

5番（築城 武美君） ああ、分かりました。

予算の仕組みがちょっと分からんで、どうかなというのをお尋ねいたしました。（私
語あり）

8ページとか9ページぐらいにこう書いてあるんですけど、11ページ……

事務局長（金子 剛君） あのですね……

5番（築城 武美君） 11ページとかに。

事務局長（金子 剛君） すいません、4月のところを見てもらってよろしいですか。

4月の、17ページですね、ちょうど真ん中上に、農地法第6条2項の基づく業務つ
て書いてありますね、農地利用最適化推進と書いて。その下に活動の分類、黒枠で2つ、
真ん中、遊休農地、書いてあります、ここの部分が、あの最適化の交付金の対象です。

なので、左の農地の和解仲介であるとか農転の今回の総会の出席とか、こういったもの
は該当しないです。左のほうも、該当しないですね。（私語あり）

5番（築城 武美君） おっしゃっているのは、農地法第6条第2項等に基づく業務。

事務局長（金子 剛君） そうです。

5番（築城 武美君） 「（農地利用最適化推進）」って書いた、ここの段に乗つとる分が、こ
の交付金に該当しとるんですよという意味ですね。

事務局長（金子 剛君） そうです、はい。

5番（築城 武美君） ありがとうございます。

事務局長（金子 剛君） なので、まあ30分されても「1時間」ってつけてもらってよろしい
ですけどね。県のほうもそういうふうに、指導、ありましたので。

会長（吉野 裕君） ほかに何か、御意見、御質問ありませんか。（ 私語あり ）

10番。はい、10番。

10番（池田 晴良君） 活動記録、これ私7月から、この活動記録を書いとるんですけども、ほとんど左のほうの、総会、部会、のところの出席に時間を書いて、なっておるんです。この真ん中の「農地法第6条第2項に基づく業務」というのは、まあ実際何もなかったんですけど、今年は、まあなかったんですけども、ほかの人は何か草刈り等されたちゅうことでね、発生しとるようです。ここに書くときは、局長のほうから、ここですよというのは指示はあるでしょ。記録簿に書くときは。

事務局長（金子 剛君） まあ、聞いていただければ。

10番（池田 晴良君） 聞かんば分からんわけ。（笑声）自分で書こうちゃ、どこに書けばよかつちやろうかって、そういう話になりますから、真ん中に書くときは「真ん中ですよ」と言ってもらわんと分からない。

人・農地プランの話合い等なんかも、そがんなるわけですか。

事務局長（金子 剛君） なりますね。

10番（池田 晴良君） ここになるんですね。

事務局長（金子 剛君） ここになります。

10番（池田 晴良君） 左じゃないですね。

事務局長（金子 剛君） 左じゃないです。だから、交付金に該当するところですね。（ 私語あり ）しかし、去年がもう全然コロナでされなかったの。

5番（築城 武美君） 人・農地プランというのは7番ですね。

10番（池田 晴良君） 7番ですね。（ 私語あり ）今回、利用権設定が9番ということで、農地の……（聞き取り不能）

3番（池田 邦義君） 帰ってきた時間ば、チェックしとかんば。

10番（池田 晴良君） ああ、そうですか。（ 私語あり ）

事務局長（金子 剛君） 時間単位なので、もう、まあ20分でも「1時間」って、「1」って入れてもらって。

10番（池田 晴良君） あ、コンマ5単位じゃなし、「1」、「2」、「3」でいいんですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。2時間、3時間でいいです。

10番（池田 晴良君） そういう単位でつけていいと。

事務局長（金子 剛君） はい。

10番（池田 晴良君） この記録簿は、コンマ5単位で書かなくてもいいんですね。

事務局長（金子 剛君） いや、もう、もういいです、書かなくていいです。

10番（池田 晴良君） コンマ5の事例があります。

事務局長（金子 剛君） ああ、そこは書いてありますけど、いいですよ。

10番（池田 晴良君） いいですか。

事務局長（金子 剛君） いいです。

10番（池田 晴良君） 「1」か「2」か「3」と。

事務局長（金子 剛君） はい、いいです。

10番（池田 晴良君） そんな感じで書けばいいですか。

事務局長（金子 剛君） それでいいです、はい。

10番（池田 晴良君） 分かりました。

事務局長（金子 剛君） なので、今までは「0.5」とか書いてありましたが、もう「1」に
していますので。

10番（池田 晴良君） ああ、そうですか。（ 私語あり ）

事務局長（金子 剛君） うちの場合は、時間に840円という決まりをしていますので。時間
単価の。

10番（池田 晴良君） 真ん中の活動のときはね。

事務局長（金子 剛君） はい。（ 私語あり ）

5番（築城 武美君） 9ページの、これの9ページね。活動交付金の金額が30%未満、等々
の農業委員会で一律5,000円とかという活動資金がここ書いてあるんです。つき人と
なりますというのは、これは適用になっているんですか。

事務局長（金子 剛君） なっておりません、うちは。

5番（築城 武美君） なってない。

事務局長（金子 剛君） うちが840円で。

5番（築城 武美君） もう840円、840円。ここに書いてある、この一律5,000円と
いうのは、該当していませんということですね。

事務局長（金子 剛君） そうです、はい。

10番（池田 晴良君） 佐々町は840円。

事務局長（金子 剛君） はい。

なので、令和3年度については、アンケート等も実施しますので、活動がちょっと多く
なるかなって思います。（ 私語あり ）

10番（池田 晴良君） アンケート、いつ頃やったっけね。来月か。

事務局長（金子 剛君） 4月以降——うん。そうですね、来月以降に、まだちょっと何月かは
分かってないですけど。（ 私語あり ）

会長（吉野 裕君） ほかにはありませんか。

3番。

3番（池田 邦義君） 今まで農業委員会で審議事項とかその5条とか一応審議したんですけど、その後の経過。いわゆる、今までずっと許可申請を出して許可されて、工事の進捗具合、そこら辺の分かつとる分だけでもちょっとご報告願えますかね。

多分、いろいろあるでしょ。結局、一つは、私が一番気にするのは〇〇〇〇ですよ。

事務局長（金子 剛君） ああ、〇〇〇〇。

3番（池田 邦義君） 〇〇〇〇。 それと、佐々川の〇〇〇〇さんの、いわゆる、何ていうんですか、そこら辺の、（ 私語あり ）店舗とか、そこら辺の進捗具合をちょっとお聞かせください。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） いつも審議を皆さんいただいて、それから県のほうに意見書というのをつけて送るわけです。この総会が終わった後に。

それから、翌月の半ばぐらいに、県のほうから県知事の許可が毎月来ます。4条、5条はですね。3条は農業委員会会長の許可ですので。4条、5条の許可が来ます。農地法上、1年以内に、完成しなさいというふうになっております。

で、まあ1年以内に完成してないところも当然あるわけですね、今、池田委員がおっしゃったとおり。この〇〇〇〇というのはもう私が担当する前の段階ですので、もう、そうですね、3年ぐらいになると思うんです。ただ、皆さん見てお分かりのとおり、〇〇〇〇自体は建っております。ただ、まだ開業されてないというような状況なので、そのときの担当の行政書士さんに、まあちょこちょこお尋ねはするんですね。そしたら、今の回答は、コロナの関係で、ちょっと開業を見合わせているという状況です。ただ、間違いなく、開業はしますというような回答はいただいております。それが一つと。

あそこの古川の、〇〇〇〇とあると思うんですけど、あそこも4条で空揚げ屋さんを開きたいということで、去年もう1年以上たっております。許可が下りております。ちょっと今、下にプレハブなんか建つと思うんですけど、あれはもう全然、その転用者の方の分じゃありませんので、一時的にちょっと置かせてもらっているというような状況です。これも、本人様から進捗状況を出してもらいました。本人さんの回答としてはですね、これもちょっと、コロナ等で、ちょっと建築業者、設計業者等がなかなか動けないということで今遅れているということの回答でした。

それから、野寄の〇〇〇〇さんが建て売り4軒があったと思うんですけど、あそこもまだ終わってない状況なんですね。ただ、まあちょっと……、4軒のうち2軒は建っている

んですけどね、あと1軒がちょっとまだ建ってない。「建て売り住宅」なんで。建ってないという状況で、ちょっとまだ1年以内に終わっていない。

あとは、1年以内に建って、もう大分前、もう何十年というところも中にはあります、転用許可後にですね。資材置場であるとか、そういったところでまだ完全に建ってないところがあります。ただ、そういった分については、県から調査が来ますので、全部、県のほうには毎年報告しているんですよ。なので、県のほうは、把握はされています。ちょこちょこ5件……、5件ぐらいあるのかな。5件ぐらいあると思います。

そういう状況です。

番（ 君） 神田は。

事務局長（金子 剛君） 神田もですね、あそこもまだ1年以内じゃあるとですけど、会長か。

（ 私語あり ） 会長いわく、ほかの従業員がほかの仕事でなかなか手をつけられないと。なので、会長自らユンボで今ちょっと整地までしとる状況で、中断をされているという状況です。

ただ、事務局としても、ちょっと観察というか、進捗状況は3か月に1回出してもらうようにしているんですね。なので、その状況を見ながら、ちょっと、指導していかないかんというふうには思っております。恐らく、まあ事務局の判断ですけど、多分1年以内には多分できないんじゃないかなということは思っております。まあちょっと、いろいろ苦情が来たところもあるんですけどね、ちょっと慎重にいかんばねって思うとつとです。

番（ 君） あの神田の幼稚園はいつ頃完成する。

事務局長（金子 剛君） 幼稚園は……。去年の5月16日許可やったけんが、今年の5月で完成予定です。そこも進捗出してもらっていますね。

番（ 君） 遅れとる。

事務局長（金子 剛君） いや、遅れてないです。（ 私語あり ） 遅れてないです。順調です。

（ 私語あり ）

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 今の話で。その神田のアパートの件でですね、町内会長と話をしたんです。トラブルが、業者と近所の人との間でトラブルがあるんだけど、会長は知ったかかって聞いたら、知らないという話でした。会長は、今度3月31日で交代される予定になっておる。新しい会長になるんですが。経過的に住民説明会をしろとか何とか、言うとか言わんとかという話がありますよね、それについても承知してないという話でした。

だから、結果的には、あその前の前ぐらいのところに住んどるんですけども、すぐ近くにですね、100m以内には住んどってですけど、「やかましくない」と。（笑声）や

かましゅうて寝もされんとかという苦情があるそうなどという話をしたら、「いや、そんなことないですよ」という話でした。

まあ、そういうトラブルがあつとることは会長として承知してなかったんで、トラブルがあつたことを報告せんばかって聞かれたんですよ。いや、それはもうあなたの自由という話、しましたけれども。

そういう状況でした。あそこのトラブルについてはですね。住民関係のトラブルについては。

事務局長（金子 剛君） 確かに、うるさくは、あんまりないと思います。

5番（築城 武美君） うん、そう言っていましたね。

事務局長（金子 剛君） ただ、仲が……。

5番（築城 武美君） 今度は、そこの隣の隣が会長さんになられつとですよ。〇〇〇〇さんという方が会長になられるんです。

事務局長（金子 剛君） 真横家ですもんね。

5番（築城 武美君） うん、真横2件目ですね。

まあ、いつときは尾を引くとでしょうけど。

事務局長（金子 剛君） そうですね。なので、ちょっと事故とか、そがんとこがあれば、多分またガタガタっていくと思うとですよ。

まあ、何かあつたときは当然、以前報告したように、報告はするようにいたします。

会長（吉野 裕君） なければ、最後に、委員会と直接は関係ありませんけど、一昨年、大新田の井堰が豪雨で損壊した件ですけど、3月に入って、ちょうど竣工検査も終わって、現在、ダムを造ってテストというか。まだ下流側の河川の改修と、それからシラウオ漁のいかだですかね、あれがあるもんで、放流はされないで、されない状況で今、ダムを建てたままにしております。皆さんには大変ご心配をさせて、かけていただいて、おかげさまできれいに出来上がっているということだけ報告しておきます。

なければ、本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時45分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長

吾野 緒

会議録署名委員

和田 貞子 

会議録署名委員

坂口 隆菜